



## もっと知りたい！ コミュニティ・スクール Q&A

**Q** コミュニティ・スクールを導入する目的は何ですか？

**A**

学校と家庭・地域が一緒に子供たちの成長を支え、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを持続的に推進していくことが、コミュニティ・スクールの一番の目的です。

**Q** 学校運営協議会で承認する事項は何ですか？

**A**

協議会の承認事項は、学校の教育課程※や学校経営計画に関することなど、「多摩市学校運営協議会規則」で定める6項目があります。承認に向けては、協議会での熟議（熟慮と議論）が欠かせません。協議会での話し合いが、報告や連絡で終わるのではなく、熟議が成立するように工夫することが大切です。

※「教育課程」は学校の教育活動の中心となるもの（計画）

**Q** 学校運営協議会での教職員の任用に関する意見には、どのようなものがありますか？

**A**

学校の抱える課題解決のために必要な校内体制の充実を望む意見など、校長の学校運営を後押しするような意見が述べられています。「多摩市学校運営協議会規則」では、教職員の任用に関する意見の対象について、次のように範囲を定めています。

### 多摩市学校運営協議会規則 第14条の2

協議会は、次に掲げる範囲において、対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見を教育委員会を経由して東京都教育委員会に述べることができます。

- (1)個人を特定しての意見ではなく、対象学校を応援する立場からその運営改善に資する建設的な意見であること。
- (2)対象学校の課題解決及びESDなど特色ある教育活動の充実のために、校内体制の整備充実に関する意見であること。

**Q** コミュニティ・スクールの導入に向けた今後の予定はどうなっていますか？

**A**

多摩市教育委員会では、令和元年度（R1）から令和4年度（R4）までの4年間で、段階的に市内全小・中学校にコミュニティ・スクール（CS）を導入していきます。

**【試行実施】H30**  
○学校支援地域本部を「地域学校協働本部」に移行  
(試行：多摩中学校)

**【導入の促進】R1～R4**  
①試行校以外での「地域学校協働本部」への移行を実施  
②市内中学校1校（多摩中学校）に学校運営協議会を設置

今ある取組を、CSの視点から見つめ直す！

**【取組の充実】R5～**  
※R1より学校運営協議会を設置した学校から次の取組を実施  
③学校運営協議会委員選定  
④家庭・地域への支援活動協力の呼びかけ  
⑤熟議の実施

地域とのつながりを意識し実感する！

**おわりに**

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を両輪として、子供たちのために学校をよくしたい、元気な地域をつくりたいといった「志（こころざし）」が集まる学校、地域を共に創っていきましょう。

## 多摩市教育委員会 教育訪問資料

# ともに育つ、ともに生きる 地域の学校を目指して

## 多摩市のこれからの地域連携について

はじめに

多摩市では、各地域にPTAや自治会、青少年問題協議会やボランティア団体などがあり、こうした団体や組織をはじめ地域の方々から、これまで学校教育に対して様々な支援をいただきました。

昨今、人間関係の希薄化や、少子化、高齢化などが課題となる中で、学校が抱える課題もまた、複雑化・困難化しており、従来からある学校・家庭・地域の連携を拡充し、地域とともに子供たちに生きる力を育むことが求められています。

こうした状況において、多摩市教育委員会では今後、保護者や地域の方々が、学校と一緒に連携・協働しながら子供たちの学びと成長を支える仕組みである「コミュニティ・スクール」を市内全校に段階的に導入するとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進していきます。

コミュニティ・スクールとは、  
**「学校運営協議会」を設置している学校のこと。**

### 学校運営協議会の主な3つの機能

- 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）】
- 学校運営の基本方針の承認（必須）
- 学校運営に関する意見（任意）
- 教職員の任用に関する意見（任意）

コミュニティ・スクールって？



### 多摩市学校運営協議会規則（抜粋）

第13条 対象学校の校長は、毎年度、基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

第14条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

地域学校協働活動って？



地域学校協働活動とは、  
**地域と学校が目標を共有して行う「連携・協働」型の活動のこと。**

地域学校協働本部（活動）では、地域学校協働活動推進員※が主体となり、地域住民、団体などによる緩やかなネットワークを構築します。（※ 従来の教育連携コーディネーター）

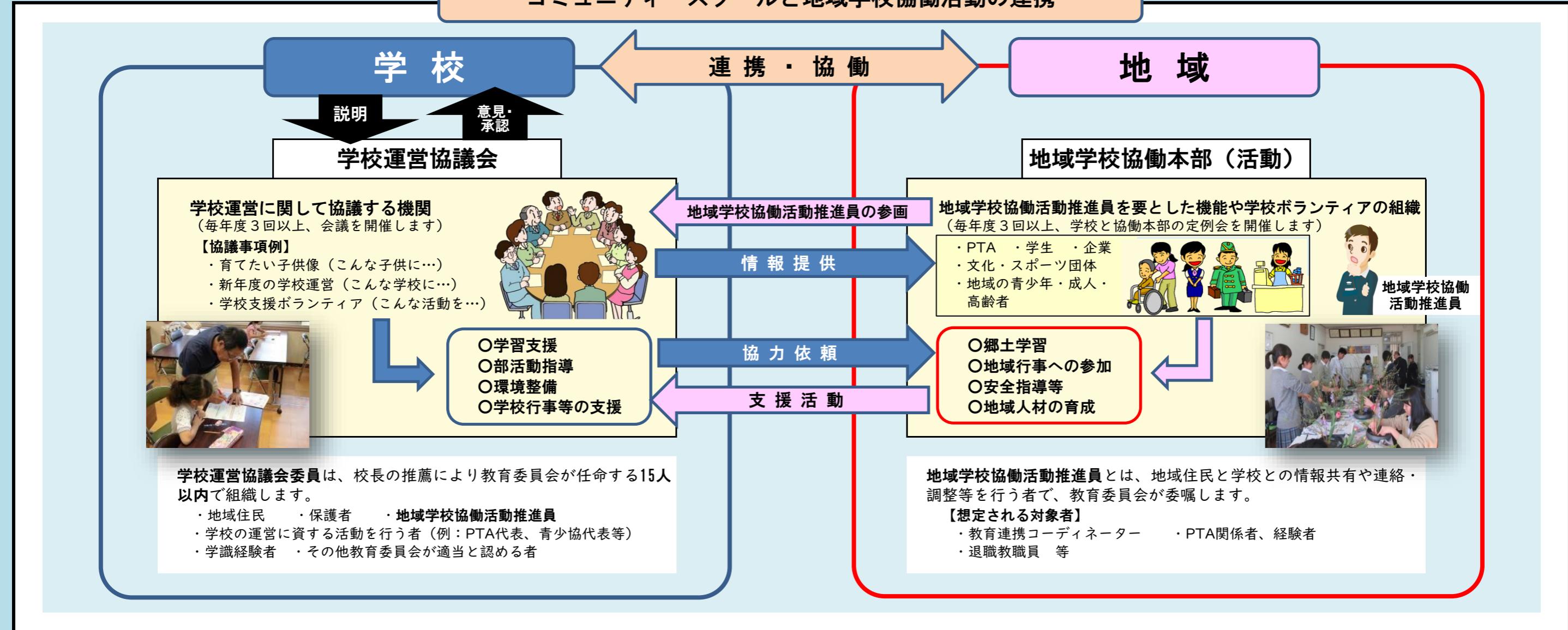
緩やかなネットワークをつくるために…

- 目指す子供像の共有
- 同じ目標に向かって学校の支援活動を実践
- 学校の支援活動を通じた気付きの共有
- 活動の改善・充実のための意見交換 等



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の関係は？

### コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携

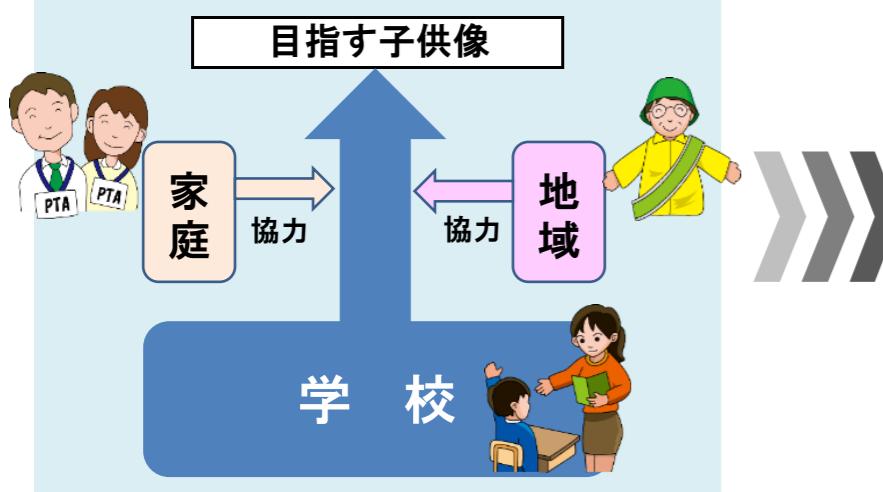


コミュニティ・スクールで大切にしたいことは？

学校・家庭・地域がどんな子供に育てたいか、共通の目標をもち、その実現に向けて話し合いながら、やれることから協力して取り組んでいくことです

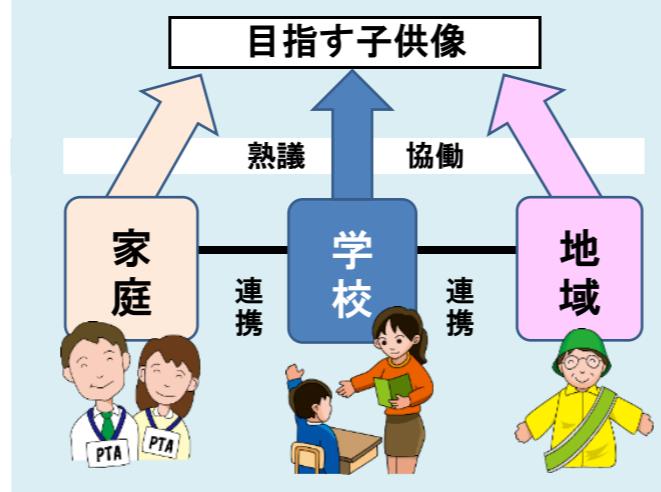
#### 今まで

学校の教育に対して家庭・地域が支援



#### これから

目指す子供像の実現に向けて学校・家庭・地域が協働



#### 期待される効果

コミュニティ・スクールの取組で広がる魅力

